



横浜市とドイツのモビリティ分野に特化した イノベーション支援組織「The Drivery」が MOU(基本合意書)を締結しました

横浜市は、国内外からモビリティ・スタートアップが集まる街を目指し、「Mobility Innovation Hub YOKOHAMA」というコンセプトを掲げ、次世代モビリティの技術開発や社会実装の支援を進めています。

一方、ドイツのモビリティ分野に特化したイノベーション支援組織「The Drivery」は、ドイツ内外からスタートアップ、技術者、投資家等を集積し、モビリティ分野の新たなビジネスの創出を支援しています。本年7月には、山中 竹春 横浜市長がドイツ・ベルリンの「The Drivery」を視察し、ティモン・ルupp CEOと意見交換を行うなど、交流・連携を進めてきました。

このたび、「The Drivery」が横浜において日本での本格的なビジネス活動を開始することを契機として、モビリティ・スタートアップの支援を両者が連携して推進することを内容とするMOU（基本合意書）を締結しました。

1 基本合意書について

(1) 基本合意書締結式

- ・日 時：令和5年12月6日(水)13:45~14:00
- ・会 場：横浜市役所 31階レセプションルーム
- ・出席者：山中 竹春 横浜市長

Mr. Timon Rupp, The Drivery GmbH, Founder & CEO

(「ザ・ドライブリー」創設者兼最高経営責任者 ティモン・ルupp氏)

(2) MOU (基本合意書) の主な内容 ※詳細は別添「基本合意書」をご参照ください。

横浜・ベルリン双方のモビリティ・イノベーションの促進に向け、次の事項で連携・協力します。先駆的なソリューションが街と一体となってトライアルできる環境を構築することで、国内外の未来モビリティが集う街“Mobility Innovation Hub YOKOHAMA”の形成を共に目指していきます。

- ✓ モビリティ・スタートアップと大手企業等との連携・交流の促進
- ✓ 双方のネットワークを通じたモビリティ・スタートアップ育成プログラムへの参加奨励
- ✓ モビリティ・スタートアップの海外進出支援



基本合意書への署名



基本合意書の締結

裏面あり

2 「Mobility Innovation Hub YOKOHAMA」について

横浜市は、自動車関連企業の集積という強みを生かし、「モビリティ」を重点分野の1つとして、「スタートアップの創出・イノベーションの推進」に取り組んでいます。

本年6月から、「未来のモビリティが集う街」を目指して「Mobility Innovation Hub YOKOHAMA」というコンセプトを掲げて、国内外からモビリティ・スタートアップを呼び込み、次世代のモビリティの技術開発や社会実装の支援に取り組んでいます。



キックオフイベントの様子
(令和5年6月9日開催)

「Mobility Innovation Hub YOKOHAMA」の取組については、下記のウェブサイトをご参照ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/jisedai/20230915092155566.html>

3 「The Drivery」について

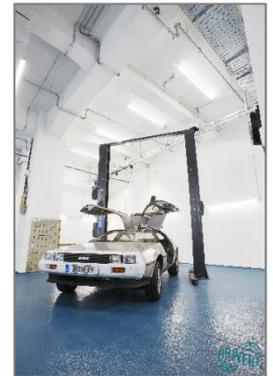
(1) 概要

- ・名称：The Drivery GmbH
- ・所在地：Mariendorfer Damm 1 12099 Berlin, Germany
- ・創業年：2019年
- ・事業内容

12,000 m²の広大な拠点で、プロトタイプ製造が可能なものづくり設備、小規模な走行実験が可能な空間などモビリティ分野に特化したイノベーション拠点を運営。ドイツ国内のみならず、世界各国から約140社のスタートアップや大企業、技術者、投資家等が集まり、交流・連携からの新ビジネス創出を支援し、創業から2年間で資金調達総額6,500億円を超える実績を生み出している。



ドイツ・ベルリンのThe Drivery



(2) 横浜でのビジネス活動について

The Driveryは本日より、日本での本格的なビジネス活動を、横浜ランドマークタワー7階の産学連携イノベーション拠点「NANA Lv. (ナナレベル)」で開始します。

<参考：横浜市とThe Driveryのこれまでの連携について>

- ・令和3年度にThe Driveryが実施した日独双方向のスタートアップ・アクセラレーションプログラムについて、横浜市が広報協力。
- ・令和4年度の横浜市事業（モビリティ分野における国内外企業の連携促進事業）において、The Driveryに所属するスタートアップと市内企業の交流を実施。
- ・令和4年12月、横浜市事業の中で、ティモン・ルupp CEOが横浜を訪問した際に山中市長に面会。さらに、令和5年7月に山中市長がドイツを訪問した際は、ベルリンの「The Drivery」を視察し、ティモン・ルupp CEOと意見交換。

お問合せ先

経済局新産業創造課長 大橋 直之 Tel 045-671-3913

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

Memorandum of Understanding

This Memorandum of Understanding (“MOU”) is made between The City of Yokohama and The Drivery GmbH (hereinafter referred to as "The Drivery") with respect to the following.

Section 1: Purpose. The purpose of this MOU is to outline the potential areas of collaboration between the Parties to promote mobility innovation in both countries, promote inbound and outbound businesses both in Berlin, Germany and Yokohama, Japan, and support mobility startup companies across borders, by taking advantage of The Drivery’s business activities in Yokohama. The City of Yokohama and The Drivery will collaborate and work on the following to establish Yokohama as global hub for mobility startup companies. Possible collaborations include but are not limited to the following:

- 1.1 Foster collaboration and facilitate exchange between mobility startups and local companies. To this end, the Parties will support or co-host each other’s events and provide implementation support.
- 1.2 To promote or support each other’s mobility startup development programs. For example, the Parties may promote each other’s mobility startup support programs to their respective networks to encourage more mobility startups to participate in each other’s programs.
- 1.3 To promote or support each other’s individual mobility startups. For example, the Parties may support each other’s individual mobility startups through the network to encourage their cross-border expansion.

Section 2: Duration. This MOU shall commence upon signature by both parties and shall remain in force for a period of two years unless terminated earlier without cause by either Party with two month written notice, unless terminated in accordance with the paragraph “Termination” below. If neither Party submits written notice to the other Party declining renewal of the MOU up to two months prior to the expiration date, this MOU shall be renewed for another two years with the same terms, and the same shall apply thereafter.

Section 3: Amendment. This MOU may only be amended in writing at any time as decided and agreed upon with the mutual consent of the Parties.

Section 4: Termination. Either Party may terminate this MOU by giving at least two (2) months’ written notice to the other Party.

Section 5: Non-Binding Nature. It is expressly stated that this Memorandum of Understanding is not intended to be legally binding and that, if the Parties aim to create binding obligations, they should be set forth in an independent written agreement, signed by duly authorized representatives of both of them. Likewise, it is hereby established that any difference that may arise from its interpretation or application must be jointly resolved by the Parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have duly executed this MOU as of the date and time set forth below.

December 6, 2023

Signed for and on behalf of

The City of Yokohama

Takeharu Yamanaka

Mayor of the City of Yokohama

Signed for and on behalf of

The Drivery GmbH

Timon Rupp

CEO of The Drivery GmbH

基本合意書

横浜市と The Drivery GmbH（以下「The Drivery」という。）は、以下の内容について基本合意書を締結する。

第1節 目的

本合意書は、両国のモビリティ・イノベーションの促進に向け、The Drivery が横浜でのビジネス活動を開始することを機に、ドイツ・ベルリンと日本・横浜における双方のインバウンド・アウトバウンドを促進し、国境を越えて、モビリティ・スタートアップ企業を支援することを目的とする。

国内外のモビリティ・スタートアップ企業が集積する状況を横浜に生み出すために、横浜市及び The Drivery は、以下について連携、取組を進めるものとする。

- 1.1 モビリティ・スタートアップ企業と地元企業の連携と交流を促進する。そのために、当事者らは関係するお互いのイベントの後援又は共催等、もしくは実施支援等を行う。
- 1.2 お互いのモビリティ・スタートアップ育成プログラムの促進、支援をすること。そのために当事者らはお互いのモビリティ・スタートアップ育成プログラムをそれぞれのネットワークで宣伝しお互いのプログラムへモビリティ・スタートアップが参加するよう奨励する。
- 1.3 お互いの個々のモビリティ・スタートアップを促進または支援する。そのために、当事者らは、ネットワークを通じお互いの個々のモビリティ・スタートアップの海外進出を支援する。

第2節 期間

本合意書は、当事者らが署名した時点で発効し、第5節の定めに従って終了しない限り、2年間効力を有するものとする。なお、期間が満了する日の2か月前までに、当事者のいずれからも相手方に対して本覚書の更新を拒絶する旨の書面による申し入れが行われなかった場合、本覚書は従前と同一の条件で更に2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第3節 修正

本合意書は、当事者らの相互同意により決定され合意された場合に限り、いつでも書面によって修正することができる。

第4節 終了

いずれの当事者も少なくとも2か月前までに書面で通知することにより、本合意書を終了させることができる。

第5節 拘束力のない性質

本合意書は法的拘束力を有するものではなく、当事者らが拘束力のある義務を生じさせることを目的とする場合は、当事者らの正当な権限を有する代表者が署名した独立した書面による合意に定めるべきであることを明示する。同様に、本合意書の解釈または適用に起因するいかなる相違も、当事者らが共同で解決しなければならないことをここに明記する。

その証として、当事者らは、本合意書を下記の日時において正式に締結した。

2023年12月6日

横浜市

The Drivery GmbH

山中 竹春
市長

ティモン・ルップ
CEO